

【平成30年度租税滞納状況について 正誤表】

訂正箇所		正					誤						
〈平成 30 年度の 地方消費税額〉		主要税目別の租税滞納状況					主要税目別の租税滞納状況						
		(単位:百万円)					(単位:百万円)						
		税目	区分	A 前年度末 滞納整理中のものの額	B 新規発生滞納額	C 整理済額	D (A+B-C) 当年度末 滞納整理中のものの額	税目	区分	A 前年度末 滞納整理中のものの額	B 新規発生滞納額	C 整理済額	D (A+B-C) 当年度末 滞納整理中のものの額
		全税目 合計	28	外 1,886 (94.2%) 22,006	外 4,135 (85.9%) 23,194	外 4,298 (88.2%) 25,010	外 1,723 (91.7%) 20,190	全税目 合計	28	外 1,886 (94.2%) 22,006	外 4,135 (85.9%) 23,194	外 4,298 (88.2%) 25,010	外 1,723 (91.7%) 20,190
			29	外 1,723 (91.7%) 20,190	外 3,841 (102.6%) 23,791	外 3,861 (96.4%) 24,116	外 1,703 (98.4%) 19,865		29	外 1,723 (91.7%) 20,190	外 3,841 (102.6%) 23,791	外 3,861 (96.4%) 24,116	外 1,703 (98.4%) 19,865
			30	外 1,703 (98.4%) 19,865	外 3,648 (95.1%) 22,620	外 3,568 (99.1%) 23,896	外 1,784 (93.6%) 18,589		30	外 1,703 (98.4%) 19,865	外 3,677 (95.1%) 22,620	外 3,597 (99.1%) 23,896	外 1,784 (93.6%) 18,589
主 要 税 目 の 内 訳		所得 税	28	(93.2%) 11,872	(102.4%) 5,666	(98.5%) 6,305	(94.6%) 11,233	所得 税	28	(93.2%) 11,872	(102.4%) 5,666	(98.5%) 6,305	(94.6%) 11,233
			29	(94.6%) 11,233	(119.6%) 6,776	(112.7%) 7,108	(97.0%) 10,900		29	(94.6%) 11,233	(119.6%) 6,776	(112.7%) 7,108	(97.0%) 10,900
			30	(97.0%) 10,900	(83.7%) 5,673	(106.1%) 7,543	(82.9%) 9,031		30	(97.0%) 10,900	(83.7%) 5,673	(106.1%) 7,543	(82.9%) 9,031
		源泉 所得 税	28	(92.0%) 4,545	(113.4%) 1,099	(92.1%) 1,255	(96.6%) 4,389	源泉 所得 税	28	(92.0%) 4,545	(113.4%) 1,099	(92.1%) 1,255	(96.6%) 4,389
			29	(96.6%) 4,389	(183.7%) 2,019	(174.7%) 2,193	(96.0%) 4,214		29	(96.6%) 4,389	(183.7%) 2,019	(174.7%) 2,193	(96.0%) 4,214
			30	(96.0%) 4,214	(56.6%) 1,143	(134.6%) 2,951	(57.1%) 2,407		30	(96.0%) 4,214	(56.6%) 1,143	(134.6%) 2,951	(57.1%) 2,407
		申告 所得 税	28	(93.9%) 7,327	(100.1%) 4,567	(100.2%) 5,050	(93.4%) 6,844	申告 所得 税	28	(93.9%) 7,327	(100.1%) 4,567	(100.2%) 5,050	(93.4%) 6,844
			29	(93.4%) 6,844	(104.2%) 4,757	(97.3%) 4,915	(97.7%) 6,686		29	(93.4%) 6,844	(104.2%) 4,757	(97.3%) 4,915	(97.7%) 6,686
			30	(97.7%) 6,686	(95.2%) 4,530	(93.4%) 4,592	(99.1%) 6,624		30	(97.7%) 6,686	(95.2%) 4,530	(93.4%) 4,592	(99.1%) 6,624
		法 人 税	28	(97.5%) 2,261	(62.3%) 1,552	(82.3%) 2,099	(75.8%) 1,714	法 人 税	28	(97.5%) 2,261	(62.3%) 1,552	(82.3%) 2,099	(75.8%) 1,714
			29	(75.8%) 1,714	(132.2%) 2,052	(94.9%) 1,991	(103.6%) 1,775		29	(75.8%) 1,714	(132.2%) 2,052	(94.9%) 1,991	(103.6%) 1,775
			30	(103.6%) 1,775	(115.2%) 2,363	(103.9%) 2,068	(116.6%) 2,070		30	(103.6%) 1,775	(115.2%) 2,363	(103.9%) 2,068	(116.6%) 2,070
		相 続 税	28	(90.1%) 601	(79.9%) 524	(69.5%) 502	(103.7%) 623	相 続 税	28	(90.1%) 601	(79.9%) 524	(69.5%) 502	(103.7%) 623
			29	(103.7%) 623	(117.9%) 618	(115.3%) 579	(106.3%) 662		29	(103.7%) 623	(117.9%) 618	(115.3%) 579	(106.3%) 662
			30	(106.3%) 662	(152.4%) 942	(161.1%) 933	(101.4%) 671		30	(106.3%) 662	(152.4%) 942	(161.1%) 933	(101.4%) 671
消 費 税	28	外 1,886 (95.1%) 7,230	外 4,135 (84.1%) 15,367	外 4,298 (86.0%) 16,018	外 1,723 (91.0%) 6,579	消 費 税	28	外 1,886 (95.1%) 7,230	外 4,135 (84.1%) 15,367	外 4,298 (86.0%) 16,018	外 1,723 (91.0%) 6,579		
	29	外 1,723 (91.0%) 6,579	外 3,841 (92.8%) 14,254	外 3,861 (89.7%) 14,366	外 1,703 (98.3%) 6,467		29	外 1,723 (91.0%) 6,579	外 3,841 (92.8%) 14,254	外 3,861 (89.7%) 14,366	外 1,703 (98.3%) 6,467		
	30	外 1,703 (98.3%) 6,467	外 3,648 (94.9%) 13,524	外 3,568 (92.3%) 13,256	外 1,784 (104.1%) 6,735		30	外 1,703 (98.3%) 6,467	外 3,677 (94.9%) 13,524	外 3,597 (92.3%) 13,256	外 1,784 (104.1%) 6,735		
そ の 他 税 目	28	(113.5%) 42	(130.8%) 85	(141.0%) 86	(97.6%) 41	そ の 他 税 目	28	(113.5%) 42	(130.8%) 85	(141.0%) 86	(97.6%) 41		
	29	(97.6%) 41	(107.1%) 91	(83.7%) 72	(148.8%) 61		29	(97.6%) 41	(107.1%) 91	(83.7%) 72	(148.8%) 61		
	30	(148.8%) 61	(129.7%) 118	(133.3%) 96	(134.4%) 82		30	(148.8%) 61	(129.7%) 118	(133.3%) 96	(134.4%) 82		

(注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。
 2 上記の計数は国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。
 ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。
 3 各々の計数において、百万円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがあります。

(注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。
 2 上記の計数は国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。
 ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。
 3 各々の計数において、百万円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがあります。

※下線部が訂正箇所である。